自主防災組織の手引き

平成29年9月

小谷村役場 総務課

はじめに

自然災害はいつ起こるかわかりません。自分の身は自分で守る「自助」と地域住民が助け合い、皆で安全を守る「共助」は、災害による被害を少なくするためには必要不可欠な取組です。

災害発生時には何よりも地域の皆さまの協力が必要です。

災害に強い地域づくりのため、災害発生時にすばやく行動できる体制をつくっていきましょう。

平成29年9月

小谷村役場総務課

－　目　次　－

１ 自主防災組織とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２ 自主防災組織の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３ 自主防災組織の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４ 自主防災組織の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

５ 自主防災組織の結成の参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・７

６ 小谷村補助金　参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

**１.自主防災組織とは**

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、自主的に結成する地域の防災コミュニティです。

「自主防災組織」とは、地域の人たちが互いに協力・連携して、「自分たちの地 域は自分たちで守る」という考え方に基づき、災害から地域を守るために活動する組織のことをいいます。

日常の活動として、防災知識の普及や啓発、防災訓練、防災安全点検、防災 資機材の備蓄や点検といった活動に取り組みます。

災害が起こったときは、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出や救護、 情報の収集や伝達、給食や給水活動などを行います。

地域の特性をよく理解している自主防災組織だからこそ、地域の実情に合っ た救助活動を行うことができるのです。

**２.自主防災組織の必要性**

ひとたび村内全域に被害が生じるような大規模な災害が発生した時には、被 害の拡大を防ぐため、村や消防団は全力をあげて対応しますが、それら公的機関 の対応（公助）だけでは限界があります。

また、道路の寸断や水道・電気の停止などにより、活動能力が制限されてしまい、早期に対策を取ることが難しい場合や、役場庁舎や行政職員も被害を受けていることが考えられるため、住民一人ひとりが、自分の身を自分の努力で守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取組むこと（共助）が必要です。

そして、「自助」「共助」「公助」の連携により、住民、地域、行政が、そ れぞれの立場に応じた対策を講じることで、被害の軽減を図ることができます。

自分の身を自分の 努力によって守る

地域や近隣の人が 互いに協力し合う

自助 共助

地域の防災力

災害時の被害を抑える


## 公助

国や都道府県等の行政、消防、

自衛隊などによる救助・援助等

阪神・淡路大震災では、隣近所の協力による救助活動や初期消火によって多くの命が救われ、延焼を防いだという事例が多数報告され、地域における自主的な防災活動の大切さが改めて認識されています。

【共助の事例】…… 阪神・淡路大震災での地域住民による救助活動の状況神戸市では倒壊した住宅等の下敷きになった人は約 35,000 人、地震発生直後には、58 箇所で同時に火災が発生しました。このような状況下での近隣住民によって救出されたという報告があります。

○消防隊による救助者　　　…… 1,892 人

○消防団による救助者　　　……… 950 人

○近隣住民による救出者　　…… 16,000 人

【阪神・淡路大震災-

神戸市の記録 1995 年 神戸市】ほか

毎日顔を合わせている近所の人たちが集まって互いに協力することで、被害を最小限に抑えることができます。

地域防災力の向上に向け、自主防災組織を結成しましょう

前述のように一番はじめに救出・救護活動が行え、多くの人の命を救うことができるのは、地域の皆さんです。

しかし、皆さん一人ひとりが防災意識を持ち、家庭内の防災対策などを日頃から行っていたとしても、それぞれがばらばらに活動したのでは効果的とはいえません｡このようなとき、住民の皆さんが隣近所で声をかけ合い、団結して組織的に活動することが必要になります。

地域住民が協力しあって、その実情に応じた自主的な防災組織を結成し、日頃から万一の場合に備えておくことが重要です。

【自主防災組織結成までの手順例】

ステップ１

自主防災組織の結成について、地区の総会や役員会等で提案する

ステップ２

結成準備を行う代表者を決める

ステップ３

基本事項（役員、班編成、規約など）を決める

ステップ４

役員会で検討し、案の了承を得る

ステップ５

地区の総会で、討議し、可決する

ステップ６

自主防災組織の結成

**３.自主防災組織の構成**

自主防災組織を結成し活動を進めていくためには、組織を取りまとめる代表者（会長等）を決め、会長を補佐する副会長を決め、自主防災活動を行なう班を決めて、組織を編成しましょう。

その際には、男性の意見だけでなく、女性の意見を反映できる組織づくりを考慮しましょう。編成にあたっては活動上の役割別に班を編成し、その班ごとに班長を定めます。

地域の実情によって必要となる班は異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させていくとよいでしょう。

【組織の基本的な編成例】

|  |  |
| --- | --- |
|  | 消 火 班 |
|  |  |
|  |
|  | 避難誘導班 |
|  |
|  |
| 本 部 |  |  | 救 護 班 |
|  |  |
|  |  |
|  | 情報連絡班 |
|  |
|  |
| 物資給食班 |
|  |

|  |
| --- |
|  |

【各班の活動内容（例）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班 | 日常の活動 | 災害発生時の活動 |
| 本部　会　長副会長 | ・年間防災計画の策定・村や消防団等との連携・地区住民の防災意識高揚活動 | ・班員の招集・各班の活動統制・避難者の把握（統括） |
| 消火班 | ・火災防止啓発・消火器等の点検呼び掛け・初期消火訓練の実施 | ・初期消火活動・消防団等への協力 |
| 避難誘導班 | ・一次避難所や避難所への経路確認・地区内危険箇所の確認・避難誘導訓練の実施 | ・避難情報の伝達・消防団等と協同し避難者の誘導・避難者数の把握 |
| 救護班 | ・地区内のお年寄りや乳幼児等の把握・医薬品・資機材等の整備・救護訓練の実施 | ・負傷者の把握・救出活動の実施・負傷者の搬送 |
| 情報連絡班 | ・防災知識の普及啓発・住民の防災意識の高揚・情報収集・伝達訓練の実施 | ・各機関との連絡調整・地区の被害情報を村等へ連絡 |
| 物資給食班 | ・食糧飲料水等の備蓄を呼びかける・炊き出しに必要な資機材の確保・炊き出し訓練の実施 | ・炊き出しの実施・食糧など緊急物資の調達・配分 |

**４.自主防災組織の運営**

①規約

自主防災組織の運営を円滑に行うためには、組織の目的、活動内容、役割分担などを規約として定め明確にしておくことが重要です。 規約には自主防災組織の運営に係わる事項を、できるだけ明確に記載することが望まれます。また規約を作成するにあたっては、構成員が話し合いながら作成するとお互いの理解が深まります。

②運営

自主防災組織の運営は規約に従って行われますが、自主防災組織はあくまで住民の皆さんによる自発的な組織であり「ここまでやらなければいけない」といった義務によるものではありません。また行政からの押し付けでもありません。地区に生活する人たちの創意工夫により維持発展していくことが期待される組織です。

自主防災組織による活動を充実するためには『自主防災組織防災計画』なども作成し、平常時や災害時の活動を定め、計画的に活動を行い、改善・継続していくことが重要です。

③他組織との連携

自主防災組織は「自分たちの地域は、自分たちで守る」と自主的に結成されるものですが、他の自主防災組織や行政・消防等と活動上の情報交換を行い、災害発生時の協力体制を確立しておくことも重要なことです。

大きな災害であればあるほど被害は一地域に限らないので、相互に情報を伝え助け合う必要があります。

また平常時においても他の組織の取り組みなどを学ぶことで、組織運営上の課題や活動上の問題などを解決できるかもしれません。

④最後に

『地域の特性に合った自主防災組織』をつくりましょう。 自主防災組織は結成したけれど、実際に災害が起きたときに活動できないようでは役に立ちません。会社に勤めている人が多くいる地域で平日の日中に災害が発生した場合には、防災活動の主力が年配の方や主婦となることもあります。一方、農業や自営業のように事業主が日中も在宅することの多い地域では、男性の防災活動も期待できます。また夜間の災害であれば、日中家にいない人でもサブリーダーとなることにより活躍を期待することができます。

地区を構成する人たちの組み合わせや災害の発生時間及び危険箇所の実態を考慮し、それぞれの地域に合った自主防災組織の体制を作ることが必要です。

５．自主防災組織の結成　参考資料

○○地区自主防災会規約（例）

（名称）

第１条　この会は、○○地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第２条　本会の活動拠点は、次のとおりとする。

(１)　平常時は会長宅とする。

(２)　災害時は避難所とする。

（目的）

第３条　本会は、住民の自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動を行なう事により、地震、風水害、その他の災害（以下「地震など」という。）による被害の防止、および軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

（１)　防災に関する知識の普及事業

(２)　地震などに対する予防事業

(３)　地震などの発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策

(４)　防災訓練の実施

(５)　防災資機材などの整備

(６)　その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第５条　本会は、○○地区内にある世帯をもって構成する。

（組織）

第６条　本会の防災組織の編成と役割は、別紙1のとおりとする。

（役員）

第７条 本会に次の役員を置く。

（１）　会　長　１名

（２）　副会長　若干名

（３）　班　長　若干名

（４）　監　査　若干名

２ 役員の任期は、○年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第８条 役員の任務は、次のとおりとする。

（１）会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。また各班活動の指揮を行う。

（３）班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

（４）監査役は、会の会計を監査する。

（総会及び役員会）

第９条 総会は、○○地区総会と同時に開催する。 ２ 総会は、次の事項を審議する。

(１) 規約の改正に関すること。

(２) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(３) 事業計画に関すること。

(４) 予算及び決算に関すること。

(５) その他、総会が特に必要と認めたこと。

３ 役員会は、会長が招集し必要な事項を協議する。

（防災計画）

第１０条　本会は、第4条に定める事業及び活動を行い、地震などによる被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２ 防災計画は、次の事項について定める。

(１) 防災知識の普及に関すること。

(２) 災害危険の把握に関すること。

(３) 防災訓練の実施に関すること。

(４) 地震などの発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・ 運営及び他組織との連携に関すること。

(５) その他必要な事項。

（経費）

第１１条　本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってあてる。

（監査）

第１２条　監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２ 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

（会計年度）

第１３条　会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（その他）

第１４条　この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

（附則） この規約は、○年○月○日から実施する。

別紙１

|  |  |
| --- | --- |
|  | 消 火 班 |
|  |  |
|  |
|  | 避難誘導班 |
|  |
|  |
| 本 部 |  |  | 救 護 班 |
|  |  |
|  |  |
|  | 情報連絡班 |
|  |
|  |
| 物資給食班 |
|  |

|  |
| --- |
|  |

【各班の活動内容（例）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班 | 日常の活動 | 災害発生時の活動 |
| 本部　会　長副会長 | ・年間防災計画の策定・村や消防団等との連携・地区住民の防災意識高揚活動 | ・班員の招集・各班の活動統制・避難者の把握（統括） |
| 消火班 | ・火災防止啓発・消火器等の点検呼び掛け・初期消火訓練の実施 | ・初期消火活動・消防団等への協力 |
| 避難誘導班 | ・一次避難所や避難所への経路確認・地区内危険箇所の確認・避難誘導訓練の実施 | ・避難情報の伝達・消防団等と協同し避難者の誘導・避難者数の把握 |
| 救護班 | ・地区内のお年寄りや乳幼児等の把握・医薬品・資機材等の整備・救護訓練の実施 | ・負傷者の把握・救出活動の実施・負傷者の搬送 |
| 情報連絡班 | ・防災知識の普及啓発・住民の防災意識の高揚・情報収集・伝達訓練の実施 | ・各機関との連絡調整・地区の被害情報を村等へ連絡 |
| 物資給食班 | ・食糧飲料水等の備蓄を呼びかける・炊き出しに必要な資機材の確保・炊き出し訓練の実施 | ・炊き出しの実施・食糧など緊急物資の調達・配分 |

### 役　員　名　簿

（組織の名称 ）

※ 名簿は、各班長以上の方について記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役 職 名 | 氏 | 名 | 住 | 所 | 電話番号 | 備 考(地区役職名等) |
| 会 長 |  |  |  |  |
| 副 会 長 |  |  |  |  |
| 消 火 班 長 |  |  |  |  |
| 避 難 誘 導 班 長 |  |  |  |  |
| 救 護 班 長 |  |  |  |  |
| 情 報 連 絡 班 長 |  |  |  |  |
| 物 資 給 食 班 長 |  |  |  |  |
| 事 務 局 |  |  |  |  |
| 監 事 |  |  |  |  |

班　員　名　簿

（組織の名称　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 班 |  | 氏名 | 住所 | 電話番号 | 備 考(地区役職名等) |
| 消 火 班 | 班 | 長 |  |  |  |  |
| 副班長 |  |  |  |  |
| 班 員 |  |  |  |  |
| 班 員 |  |  |  |  |
| 避 難 誘 導 班 | 班 | 長 |  |  |  |  |
| 副班長 |  |  |  |  |
| 班 員 |  |  |  |  |
| 班 員 |  |  |  |  |
| 救 護 班 | 班 | 長 |  |  |  |  |
| 副班長 |  |  |  |  |
| 班 員 |  |  |  |  |
| 班 員 |  |  |  |  |
| 情 報 連 絡 班 | 班 | 長 |  |  |  |  |
| 副班長 |  |  |  |  |
| 班 員 |  |  |  |  |
| 班 員 |  |  |  |  |
| 物 資 給 食 班 | 班 | 長 |  |  |  |  |
| 副班長 |  |  |  |  |
| 班 員 |  |  |  |  |
| 班 員 |  |  |  |  |

６.小谷村補助金　参考資料

　小谷村では村民の防災意識の高揚と、自主防災組織の普及・強化育成を図るため、自主防災組織の設立や活動に必要な防災資機材の購入に対する補助事業を実施しております。

　補助金名称

　　小谷村自主防災組織育成事業補助金

　補助対象団体

　　自主防災組織・・・行政区又は複数行政区による地域等の単位で組織され、地域の防災活動を行なっている団体。

補助内容

　①防災資機材購入費の２分の１以内の額。上限５０万円

　②加算金の交付（組織設立時の４月１日現在の世帯数に1,000円を乗じた額を加算する）

　　補助対象の防災資機材

|  |  |
| --- | --- |
| 電池メガホン | 防災服 |
| 燃料携行缶 | 防災靴 |
| 浄水器 | なた　ノコギリ |
| 担架 | ヘルメット |
| 消火器 | 票旗・腕章 |
| 発電機 | トランシーバー |
| 投光器 | 土嚢袋 |
| コードリール | ロープ |
| テント | 消防ホース |
| 簡易ベット | はしご |
| 医療救急セット | 毛布 |
| ライト | なべ |
| バール | ガスコンロ |
| ポリタンク | 掛矢 |
| 番線 | ストーブ |

補助の回数制限・・・一組織に対して、通算２回まで。